

平成27年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 河川砂防課
 担当名: 新河岸川・荒川下流域担当
 内線: 5144 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B107	市町村治水事業費負担金			一般会計	土木費	河川費	河川改良費	市町村治水事業費負担金		
事業期間	昭和63年度～平成30年度	根拠法令	河川法第16条の3 河川法第65条の2				戦略項目	05	大規模災害への備え	
							分野施策	010503	治水・治山対策の推進	
<p>1 事業概要</p> <p>河川法第16条の3の協議に基づき、河川管理者(県)に代わり、河川改修事業を実施しているところである。県に代わり、事業を推進している市町村に対し、県としても河川法第65条の2に基づき、計画的・継続的に支援していく必要がある。</p> <p>工事請負費の入札差金発生に伴う減 (1) 市町村治水事業費負担金 7,000千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容 ア 川口市事業(芝川、辰井川) 80,000(千円) 芝川の護岸整備の推進、辰井川の用地取得</p> <p>(2) 事業計画 河川管理者(県)に代わり、市町村が事業主体となって河川整備を推進しているため、計画的・継続的に支援を行う。</p> <p>(3) 事業効果 河川の改修を進めることにより、洪水等から地域住民の安全を守るとともに、環境整備を図ることによる、生活環境の保全を図ることが可能。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 河川管理者(県)に代わり市町村が河川事業を行うことにより地域のニーズをより反映させた河川改修や環境整備が可能。また、辰井川においては区画整理事業と連携し、地域づくりと連携した河川整備を進める。</p> <p>(5) 補正予算の概要 工事請負費の入札差金発生に伴う減</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>事業主体: 市町村 費用負担割合: 国1/3、県1/3、市町村1/3</p>										
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>公共事業等債 充当率90%(通常分50% 財対分40%) 交付税措置 財対分50%</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>(1) 事業費に係る人件費 2,850千円(0.3人) (2) 組織の新設、改廃及び増員なし</p>										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		県債								
決定額	7,000	7,000							73,000	
現計額	80,000	80,000								